

DCプランナー（企業年金総合プランナー）資格の認定制度について

1. 認定資格について

- ①認定試験合格後、希望者は認定資格の登録ができます。
- ②1級登録者には、「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しますので、同表記の資格名を名刺等に印刷することができます。
- ③資格登録者には、「認定証（カード）」を発行します。
- ④最新の年金関連情報を取りまとめたメールマガジン（月2回配信[原則として1日と15日]）と情報誌「企業年金総合プランナー」（年2回発行[8月と2月]）をご送付します。
- ⑤更新時に通信教育講座をご案内します。
- ⑥資格の有効期間は、2年間（合格日から2年目の年度末まで）です。

2. 資格登録の申請手続きについて

- ①DCプランナー専用サイト（<https://dcplanner.cloud-cafe.biz>）からお申込みください（[資料2](#)ご参照）。
登録料のお支払い方法は、クレジットカードまたはコンビニ決済（いずれの場合も手数料無料）のいずれかとなります。登録料のお支払いの確認が取れた時点で、正式なお申込みとさせていただきます。
- ②DCプランナー専用サイトからお申込みいただけない場合は、郵送申込みにてお手続きください（[資料3](#)ご参照）。
登録料のお支払い方法は、振込（振込手数料は各自ご負担ください）となります。申請書の到着をもって、正式なお申込みとさせていただきます。
- ③お申込みをいただいた方には、認定証を郵送にてお届けいたします。

3. 資格登録料

11,000 円（税込）

※ ただし、資格登録申請時に2級DCプランナーの資格が有効期限内の場合には、8,390 円（税込）となります。

4. 資格登録の申請期限

合格日が属する月の翌月末まで

※ マイページの「HOME」上部に表示された日付までにご申請ください。

※ インターネット申込みをご利用の場合には「決済完了」をもって、郵送申込みの場合には日本商工会議所への「申請書の到着」をもって、お手続き完了となります。

※ ただし、海外赴任や病気等による長期療養などのやむを得ない事情であると認められる場合は、申請期限後も特別に登録を行うことが可能です。

該当する方は、日本商工会議所事業部までご連絡ください（別途、手続きを行えなかった理由を証明する書類〈パスポートや医師の診断書の写し等〉の提出が必要となります）。

5. 認定証の送付

資格登録の申請日が属する月の翌月末に、ご自宅宛てに郵送いたします。

6. 資格の更新

①資格の有効期間は2年間です。

ただし、認定試験合格後の登録による有効期間は、合格日から2年目の年度末までとなります。

②資格有効期間の満了日までに、所定の更新要件（資格更新通信教育講座等の受講・修了）を満たしたうえで更新手続きを行うことにより、資格を更新することができます。更新手続きに関する詳細につきましては、更新年度の9月頃にご案内予定です。

③1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）資格は、2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）資格を包含しております。したがって、1級資格登録の後、2級資格の有効期間が満了した場合には、2級の資格更新は不要です。

7. その他

資格登録の申請手続きを行った方は、認定証の到着のいかんに関わらず、名刺や履歴書、その他対外的に配布する書類等に対し、「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の資格名称を記載（表記）することができます。

※ 資格の登録を行わない方は、同資格名を使用することはできませんので、ご注意ください。

ただし、合格の事実は存在しますので、履歴書等には「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験合格」と記載していただくことができます。

以 上